

会員の皆様、こんにちは。

令和になって初めての石心メルマガをお届けします。報道ではたましい事故や事件が連日報じられていますが、その陰に隠れて、住民の助け合いによる心温まるエピソードや地域ボランティアによる防犯活動など一隅を照らすともしびが、そこここに灯されているのも事実です。本日は、新たなまちづくりの担い手として期待される「地域運営組織」についてお知らせします。ご一読ください。

石田まさひろ政策研究会

まちづくりの新たな担い手

■町内会から地域運営組織への広がり

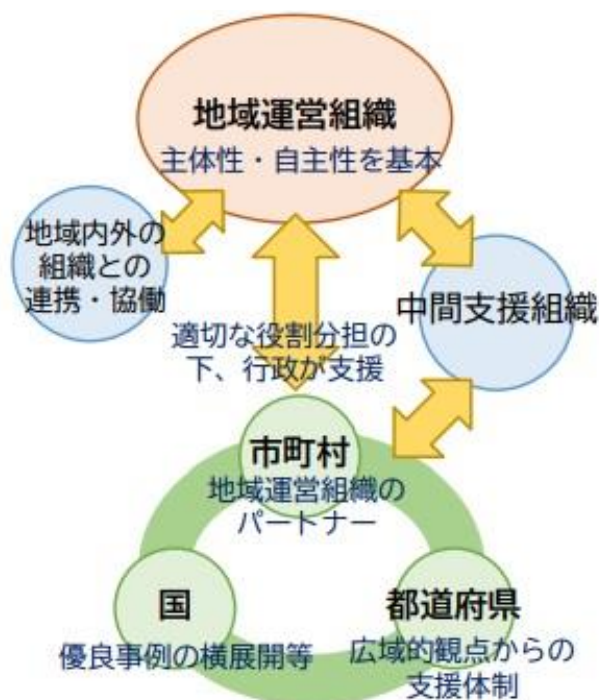
住民生活の支援の基本は「自助・共助・公助」と言われる。戦後、福祉国家として成熟してきた日本であるが、地域社会においては町内会や自治会が共助の役割を果たしてきた。しかし、戦前・戦中の「隣組制度」が1943年の法改定により市区町村の従属組織となり、戦時体制の維持に大きな役割を果たしたことから、戦後はGHQにより「町内会」的組織は結成が禁止されることとなってしまった。ポツダム政令15号の交付によるものであって、厳しい処置といえよう。その後、サンフランシスコ講和条約の調印によって、1952年に前述の政令が廃止されたため、町内会は日本社会に再組織化されていくこととなる。

近年においては、従来型の町内会・自治会といった組織形態を脱し、新しい形の地域運営組織や地域に根差したNPOなど、様々な共助の形が活動している。そこには、人口減少・高齢化が進む地域社会において、生活支援サービス需要の増加とサービス提供機能の低下という二重の課題を、行政組織だけでは解決できないという実態も背景としてある。そこで、内閣官房の中に「ま

ち・ひと・しごと創生本部」が置かれ、地域運営組織の活性化を支援している。

■地域運営組織の現状

市町村だけで担いきれない住民サービスの提供について、地域で暮らす住民が中心となって立ち上げた地域運営組織が、行政等が担い手となることが期待されている。高齢者交流、声かけ・見守り、体験交流など、地域



住民が主体となって多種多様な住民サービスを実施し、地域の暮らしの安心・安全を守るための取組を、行政と連携して、住民主体による共同活動を行っている例が各地にみられるようになってきている。平成28年の調査によると、全国494市町村で1680団体が活動中であった。令和の現在ではさらにこの数は増えていると予想される。

国としても、地域生活の担い手としての地域運営組織を支援する自治体に対し、国庫補助事業として財政支援も行っている。

■広島市の取組み（事例紹介）

ここでは、地域運営組織を支援する自治体の取組みとして、広島市の例をご紹介します。

広島市では、「まちづくり支援センター」を設置し、住民主体のまちづくりを支援している。センターの役割は、まちづくりに関する助言や情報提供、関係機関の紹介、まちづくり人材育成講座の開催、まちづくり活動に必要な物品の無償貸出などである。

市の支援としては以下のようなものもある。

◆「地域の空き家を、住民活動・交流の場として活用したい」

＝認定を受けると、空き家の固定資産税と都市計画税が減免される。

◆「地域を花や緑で明るく華やかにしたいので、公園の一角に花壇を作りたい」

＝身近な公園再生事業により、

実施・管理運営の相談に応じるとともに、資材（花・樹木の苗、土壌改良剤、レンガ、材木など）を現物で提供する。

◆「地域で集会所をつくりたい」

＝集会施設の建設や改修等の工事を行われる場合に、工事等に要する費用の一部を補助する制度がある。対象は「おおむね30世帯以上で形成された住民組織（町内会・自治会等）」であって、対象経費の半額（新築・購入500万円限度、増築・改修270万円）を助成する。

他にも様々な支援の仕組みがある。読者各位におかれても、自分の住む市区町村の取組みをよく知り住みやすいまちづくりに生かしていただきたい。

ペンネーム：町内会役員 A

